

自由民主党政務調査会

NPO等特別委員会

平成25年6月6日 配布資料

## 【NPO等の団体からの東日本大震災関連の要望（規制・制度・予算など）および政府からの回答】

要望事項	関係府省庁	関係法令等	回答欄
※ 要望等に対する回答ならびに、現状の改善を図っていく場合、実施時期や効果（現状との比較数値等）もご記載下さい。			
行政との連携強化			
行政・NPO等との連絡調整機関設置  東日本大震災の復興支援のために、復興庁・内閣府防災担当・国土交通省・総務省・厚生労働省等、関係省庁と震災ボランティア・NPO等当事者、企業、有識者、関係機関等との連絡調整機関の設置を早急に要望する。	復興庁 内閣府	◎内閣府防災ボランティア検討会	<p>【復興庁】 復興庁ボランティア・公益的民間連携班が、NPOの方々との窓口となっており、必要に応じて関係省庁との連絡調整も行っているところ。当面、与党と相談しながら、被災地支援のNPO等との定期的な意見交換の場を設けることを検討していきたい。</p> <p>【内閣府】 内閣府防災ボランティア活動検討会では、広く防災あるいは災害時におけるボランティア活動に関して、環境整備や普及啓発の課題を検討しているところであり、今後も実施継続する所存。</p>
復興計画におけるNPO等の参加促進  地域の復興計画の策定において、被災者支援NPO等が協議できる場を各自治体が設けるように、復興計画策定のガイドラインを改善し、周知していただきたい。また、このようなガイドラインを策定する場にNPO等が参画できるように中央省庁として、協議の場づくりをお願いしたい。	国土交通省	◎「東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携及びコミュニティ形成に関するガイドライン」	<p>【国土交通省】 「東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携及びコミュニティ形成に関するガイドライン」の中で、「都市政策と健康・医療・福祉政策の連携や地域コミュニティの形成にあたっては、自治体だけでなく、医師会、社会福祉協議会、民間事業者、地域団体（自治会、NPO等）、大学等の協力や連携が不可欠である。必要に応じて官民連携のための体制を整備することが望ましい。」との考えを示しているところ。</p>
行政の支援情報のワンストップサービス化  現在、復興庁、内閣府のホームページで、復旧・復興活動に従事しているNPO等が活用できる支援策や予算が掲載されているが、情報が古く、また詳細は各省庁に問い合わせなければならないなど、極めて不便である。復興庁および内閣府において、一元的に支援施策の情報および募集を受け付けられるワンストップサービスの仕組みを構築していただきたい。	復興庁 内閣府	◎復興庁・内閣府の情報提供方法への要望	<p>【復興庁】 復興庁では、ワンストップサービスの一環として、NPO等が活用可能な政府の財政支援メニューについて、各府省に照会して、政府全体の取りまとめを行っているところ。その成果として、復興庁HPにおいてNPOの方々に、各府省の事業を一覧で見ただけのようにしている。また、詳細について、直接担当省庁に問い合わせる場合の問い合わせ先も明記している。いずれにしても、NPOの方々が必要としている情報が何かを伺いながら、情報内容を更新・充実させていきたい。</p> <p>また、被災地においてJCNなどNPOの中間支援団体が主催する会議などで、NPOの方々に財政支援策等を直接説明しているほか、日常的にNPOの方々からの問い合わせに対応している。</p> <p>【内閣府】 内閣府防災担当では、あらためてホームページを精査しているところ。東日本大震災に特化する情報は現在も無いが、当該情報については復興庁のページを参照する旨とそのリンクを追加する。</p>



広域避難者対策

<p>広域避難者の窓口設置</p> <p>原発事故による広域避難者支援の担当窓口を復興庁に設置することを要望する。</p>	<p>復興庁</p>	<p>◎復興庁設置法</p>	<p>【復興庁】 子ども被災者支援法に係る担当班が設置されている。なお、NPOの方々との窓口としてボランティア・公益的民間連携班も存在。</p>
<p>原発事故被災者の基本方針の策定と予算措置</p> <p>原発事故子ども・被災者支援法に基づき、早急に基本方針の策定と予算措置を要望する。</p>	<p>復興庁</p>	<p>◎原発事故子ども・被災者支援法</p>	<p>【復興庁】 子ども被災者支援法の基本方針については、支援対象地域に係る「一定の基準」などについて、市町村・被災者の方・被災者支援団体など、さまざまな方から、いろいろな機会において多くの意見をいただいております。専門的・科学的・国際的な見地を含め、今後も有識者等のご意見を伺いながら、復興庁において関係府省をとりまとめの上、基本方針の検討を進めていく予定。 現時点では具体的な内容が固まっていないが、基本方針の策定にあたっては、パブリックコメントを行う予定。 一方、被災者支援については、基本方針の策定を待つことなく、平成25年度予算等に盛り込まれたものも含め、既に様々な施策を講じており、3月には、それらの施策を取りまとめた「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」（平成25年3月15日）を発表している。</p>
<p>広域避難者の受入地域NPO支援</p> <p>広域避難者の受け入れ地域でのNPO等による長期的支援を可能にする予算措置（移住・定住化支援、雇用確保、起業支援等）を補正予算で実現し、早期に執行していただきたい。</p>	<p>復興庁 総務省</p>	<p>◎復興庁・総務省の予算措置</p>	<p>【復興庁】 県外避難者への予算措置については、原子力災害による被災者支援施策パッケージを公表したところ（平成25年3月15日）。避難先で定住をする方への支援事業や、支援者たるNPOを支援する事業のほか、個々の事業の中で、NPOが実施主体になることが可能なものもある。今後も、これらの事業の実施状況なども踏まえながら、必要な支援策について検討してまいります。</p> <p>【総務省】 平成24年1月に「復興支援員」制度を創設。 被災地又は被災者の避難先において、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図ることを目的としている。 総務省は、「復興支援員」を設置する被災地方公共団体に対して、特別交付税措置による財政支援を行っているところ。 なお、被災地方公共団体が、復興支援員の設置事務をNPO等に委託することで、広域避難者の受入地域での、NPO等による長期的支援が可能である。</p>

個人情報の共有

<p>要援護者の個人情報保護条例の緩和</p> <p>要援護者の個人情報をNPO等民間組織への開示・共有を促進するガイドラインの周知、障害となる制度の改善をお願いしたい。 また、現在の災害対策基本法改正案で、現在の要援護者の個人情報が対象となるのかを明確にしていきたい。</p>	<p>内閣府 消費者庁</p>	<p>◎個人情報保護法 ◎災害対策基本法改正案</p>	<p>【内閣府】 今回の災害対策基本法改正においては、各市町村長が作成した避難行動要支援者名簿を、地域防災計画に定めるところにより、本人の同意を得て、避難支援等関係者に平時から提供するほか、実際に災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人同意の有無に関わらず、名簿を提供できることとしている。 こうした法改正の趣旨に加え、平成24年度の「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」報告書を踏まえ、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を見直し、市町村においては、災害発生前に信用でき、適切に安否確認がなされる民生委員や社会福祉協議会、障害者団体や相談支援事業者、NPO等の民間団体と協定を結んでおくべきことなどを盛り込み、その周知を図ってまいりたい。</p> <p>【消費者庁】 要援護者情報は一般的には各地方公共団体が把握しており、各地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例が適用される。 個人情報保護条例には、一般的に目的外利用・第三者提供の規定が置かれており、当該規定を適切に解釈・運用することで、関係者間で要援護者情報の共有は可能。 上記内容は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）に示されており、消費者庁としては、当該内容を含んだ全国各地での説明会やパンフレット等の作成・配布等を行っているところ、その周知徹底に一層努めてまいりたい。なお、今通常国会に提出されている災害対策基本法改正案が成立した際には、その改正内容等について周知してまいりたい。</p>
<p>災害対策基本法改正の内容の確認</p> <p>上記に関して、災害対策基本法改正で、現在の要援護者に関して対応可能になるのであれば、自治体やNPO等への周知や情報開示の方法が具体的にどうなるのかを明確にしていきたい。</p>	<p>内閣府</p>	<p>◎災害対策基本法改正案</p>	<p>【内閣府】 今回の災害対策基本法改正においては、各市町村長が作成した避難行動要支援者名簿を、地域防災計画に定めるところにより、本人の同意を得て、避難支援等関係者に平時から提供するほか、実際に災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人同意の有無に関わらず、名簿を提供できることとしている。 こうした法改正の趣旨に加え、平成24年度の「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」報告書を踏まえ、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を見直し、市町村においては、災害発生前に信用でき、適切に安否確認がなされる民生委員や社会福祉協議会、障害者団体や相談支援事業者、NPO等の民間団体と協定を結んでおくべきことなどを盛り込み、その周知を図ってまいりたい。</p>



個人情報の共有

個人情報管理の一元化	消費者庁 文部科学省 厚生労働省	◎個人情報保護法 ◎学校教育法	<p>【消費者庁】 個人情報保護法上、個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報。第2条第4項）について、あらかじめ本人の同意を得て提供できるほか（第23条第1項柱書）、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（同項第2号）や「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」（同項第3号）はあらかじめ本人の同意を得ないで提供できる。 上記内容について、消費者庁としては、当該内容を含んだ全国各地での説明会やパンフレット等の作成・配布等を行っているところ、当該説明会の内容に分かりやすい具体的な例を含めるなど、その周知徹底に一層努めてまいります。</p> <p>【文部科学省】 学校法人を含む文部科学省所管事業を行う法人等における個人情報の取扱いについては、その適切な対応が図られるよう、個人情報保護法に基づき、ガイドラインを制定・周知しているところ。 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならないとされており、個人情報保護法及びガイドラインにおいて、原則として、「あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供してはならない」とされている。</p> <p>【厚生労働省】 保育所に入所している子ども等災害時要援護者の個人情報管理については、改正後の災害対策基本法や「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に沿った取扱いを行う必要があるため、当該ガイドラインの見直し等について注視していきたい。</p>
<p>就学前の子供たち及び保護者に対する支援活動を行っている団体では、小学生未満の子どもたち、とりわけ私立の保育園・幼稚園・認可外保育園に通う子供たちの情報が十分把握されていない状況にある。幼稚園と保育園でも行政の縦割りのため情報の把握程度や提供が違っている。これらの子どもたちや親の要援護情報もNPO等と共有されておらず、情報共有の仕組みを整備していただきたい。</p>			

仮設住宅の活用

空き仮設住宅の活用柔軟化	厚生労働省	◎厚生労働省 社会・援護局通知	<p>【厚生労働省】 応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、基本的には災害により住家が全壊等し、居住する住家がなくなった、被災者の方の一時的な住まいを確保するために提供されるものである。 しかしながら、建設した応急仮設住宅について、入居者の災害公営住宅等の恒久住宅への転居等により、仮設住宅が空き住戸となり、使用する見込みがない場合も出てくることになる。 このような場合、仮設住宅の所有者である自治体のご判断により、建設工事に従事される方や福祉施設に働く方等の宿泊場所等、他用途に活用することが原則可能である旨、先般、通知したところである。</p>
<p>復興庁、厚生労働省、国土交通省においては、早急に、空き仮設住宅のNPO等への利用の促進、利用目的の拡大など、弾力的で、地域ニーズにあった活用ができるよう指導の徹底・拡充をお願いしたい。</p>			



予算要望			
<p>移動手段の確保</p> <p>被災地における障がい者や高齢者の移送支援に関して、NPO等への予算措置を講じるとともに、安価な公共交通機関の提供を実施していただきたい</p>	国土交通省	◎予算措置	<p>【国土交通省】</p> <p>東日本大震災の被災地域の生活交通の確保等のため、地域公共交通確保維持改善事業において、既存制度の補助要件の緩和等の特例措置を実施しているところ です。</p> <p>具体的には、地域間幹線系統を運行する補助対象事業者要件に関し、乗合バス事業者のみに限定せず、自家用有償旅客運送を行うNPO等も対象として拡大する、1日あたりの輸送量（15人以上）要件を適用しない等の特例措置を講じているところ です。</p> <p>また、地域内輸送については、補助期間を1年間から最大3年間に緩和しているほか、補助上限額を引き上げるなどの措置を講じ、地域内の避難所、仮設住宅、残存集落と病院、商店、公的機関の間の移動等（無償運行含む）の支援をしているところ です。</p> <p>引き続き、被災地における地域の実情、ニーズを踏まえた適切な支援を行って参りたいと考えております。</p>
<p>住民参加促進</p> <p>被災地で活動する地域のNPO等（住民主導型）への予算措置を充実することで、住民主導の地域復興を促進する措置を補正予算で実現していただきたい。</p>	復興庁	◎復興庁への補正予算要望	<p>【復興庁】</p> <p>復興庁HPにも掲載している通り、被災地で活動するNPOが活用可能な政府の財政支援策として、多岐にわたる事業がある。今後も、これらの事業の実施状況なども踏まえながら、必要な支援策について検討してまいりたい。</p>
高速道路			
<p>高速道路のボランティア活動への支援</p> <p>遠方からのボランティアバスの移動に関しては、高速道路の費用を継続して無料化するなど支援措置を講じていただきたい。</p>	国土交通省	◎道路整備特別措置法	<p>【国土交通省】</p> <p>ボランティアを含む災害派遣等従事車両については、震災直後より、関係自治体（岩手・宮城・福島）と高速道路会社との協議に基づいて無料措置を実施してきたところ です。</p> <p>当初は震災後の広範かつ緊急的な支援に対応するため幅広い活動を対象としてきましたが、平成24年4月以降は、災害救助のための車両への支援という制度の趣旨を踏まえ、津波被災地におけるがれき撤去等に対象を限定し、無料措置を継続してきたところ です。</p> <p>これについて、今般、対象となる災害救助活動の終了等を踏まえ、関係自治体と高速道路会社との協議の結果、平成25年3月31日で無料措置を終了することになりました。</p>
復興予算の実施方法			
<p>予算の執行の弾力化・迅速化</p> <p>予算の成立を前提として、ただちに公募を実施すること。予算が成立するまでに選定が終わってれば、成立後、直ちに実施に移れるようにしていただきたい。</p>	復興庁	◎各省庁のNPO等への委託事業の運用	<p>【復興庁】</p> <p>復興庁においては、予算成立前であっても、公募の準備が整ったものから順次公募を実施している。</p>
<p>委託費の積算方法の見直し</p> <p>国土交通省の委託積算基準にあるように、NPO等の委託費や補助金に、専門的技術者費やスタッフ育成費、企画費用（ノウハウへの費用）、事業に係る管理費部門の費用の計上を認めるよう、早急に全省庁横断のNPO等に対する共通積算基準のガイドラインを作成していただきたい。</p>	復興庁	◎各省庁の委託積算基準	<p>【復興庁】</p> <p>復興庁の事業においても、事業の趣旨に依じて、国土交通省などの人件費等の積算単価も参考として活用しながら、積算を行っているところ。</p>



認定NPO法人制度			
認定NPOへの貸金業の規制緩和			<p>【内閣府】  (認定NPO法人による起業等への助成について)  税制優遇される寄附金が、営利企業を通じて、実際には特定非営利活動の目的に使用されず、その企業の株主に分配されるなど制度を悪用される恐れがあり、寄附優遇税制の対象となる認定NPO法人制度の制度趣旨を逸脱することとなるため、認定NPO法人による起業する営利企業への助成を認めることは困難であるものと考えられる。</p> <p>【金融庁】  平成22年6月の内閣府令の改正により、一定の要件を満たす貸付けを行う者として届出をしたNPOバンクについては、純資産要件の引下げや、貸付けに係る総量規制の適用除外等の貸金業法に係る規制の緩和を措置しているところ。</p>
認定NPO法人が、地域の産業復興や資金融資を実施すると認定法に違反したり、貸金業法の免許を取らなければいけない規制がある。公益法人では、融資に関して貸金業法の適用除外となっている。認定NPO法人に関しても、起業等への助成や貸金業法の適用を除外するなどして、地域復興にさらに貢献できるようにしていただきたい。	内閣府 金融庁	◎貸金業法 ◎特定非営利活動促進法	
名勝地の復興			
文化財保護法・景観法の規制緩和			<p>【文部科学省】  特別名勝松島における復興支援のため、文化財保護法に基づく基準緩和と地方分権の2つが着手されています。  まず、特別名勝松島における基準緩和を目的として、平成24年1月に「震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針」が取りまとめられています。これは、宮城県が設置した検討会に、域内のすべての市町(2市3町)の首長が参加して作成されたものです。この基本方針により、特別名勝の指定地における高台移転等の計画が実施されています。  また、平成25年4月には、特別名勝松島に関する許可権限の多くを、国から、宮城県と市(東松島市と塩竈市)に委譲しました。  文部科学省としては、地域主導で作成された新たな基準が、県と市によって適切に運用されることを期待しています。</p> <p>【国土交通省】  要望事項にある「景観法の管理規定」が何であるかわかりませんが、景観法は地方公共団体が景観計画を策定して建築等行為の制限等の各種方策を講じる仕組みとなっており、制限の対象や内容は地方公共団体の裁量により設定されるものであることから、景観計画を策定している地方公共団体に相談・協議いただければ、ご要望の趣旨にかなうまちづくりが可能ではないかと考えております。</p>
名勝地における生活・生業の復興が促進されるように、文化財保護法・景観法の管理規定の緩和を要望する。文化財の保護は重要であるが、被災地で名勝指定された地域は、従来から過疎化が進んでおり、高齢化率も40%を超え、集落自体の存続が危ぶまれている。被災地ではゼロからの街づくりを行う必要があることから、都市計画、建築基準、緑地景観、公共施設、文化的計画が、NPO等の進める街づくりの障害となっている例がある。地域の事情を考慮して、NPO等との協議を行い、必要に応じて規制を緩和していただきたい。	文部科学省 国土交通省	◎文化財保護法 ◎景観法 ◎国交省「歴史・文化資産を活かした復興まちづくりに関する基本的考え方」、「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方-市街地・集落整備における都市デザイン面からの配慮事項-」	